

二次創作ガイドライン

本ガイドラインの適用作品

Ather（エーテル）に所属するライバー（以下ライバーと表記）に関するすべての著作物を指します。

本ガイドラインの対象

個人及びサークルの方。法人の方はお問い合わせよりご連絡ください。

本ガイドラインの適用範囲

- ・個人の営利・非営利活動・通常商品・デジタル商品・日本国内
- ・当ガイドラインは健全且つ安心してクリエイター様に創作活動をお楽しみいただくために定めております。クリエイター様は、制作前に本ガイドラインを必ずご一読いただき遵守していただいたうえで、ライバー、イラストレーター、ファンの皆様等に敬意を払った二次創作活動を行っていただくようお願い申し上げます。クリエイター様及び閲覧者様は弊社所属ライバーに関するすべての二次創作（著作物）を公開することによって、本規約の内容にすべて同意したものとします。本ガイドラインはクリエイター様のご要望や社会情勢に基づき変更する場合がありますが、作品を発表した時点でのガイドラインが適用されますので二次創作の制作前に都度最新のガイドラインを確認いただくようお願いいたします。本ガイドラインはGugenka 様具現化二次創作ガイドラインβ版を元に制作いたしました。

<https://gugenka.jp/common/img/original/gfg/gfg.pdf>

コンセプト

①最大限の敬意を払って創作活動を

ライバー、クリエイター様をはじめ、ファンコミュニティに対してもご理解いただくとともに敬意を払って創作活動をお願いいたします。これらの禁止事項に抵触した利用を発見した場合、当社及びライバーは著作者としての名誉を守るために自分の作品の一部を元に作られた創作を差し止める権利があります。

②独自性を生かした創作活動を

当社公式ロゴや、データコピー、スクリーンショット、楽曲やボイスを含む他社クリエイター様のコンテンツは使用せず、できるだけクリエイター様独自の創作をお願いいたします。

③自由な創作活動を

・当社が別途、利用範囲を宣言しない限りは二次創作をする際、営利、非営利に関わらず、当社への連絡は不要です。

ただし法人または1,000,000円（税別）以上の売上有る場合は④項に沿ってご連絡ください。

・クリエイター様は別途、利用範囲の宣言をしない限り、本ガイドラインと同様のライセンスで作品を公開したこととなります。別途

利用範囲の宣言をする場合は作品登録サイトやSNS上など当該作品に紐づくかたちでわかりやすい場所にその旨をご記載ください。

・当社からクリエイター様の作品を紹介など応援する場合や、公式グッズ化のご相談をする場合があります。

④大きな収益があがった場合は収益を還元しよう

・「1,000,000円（税別）以上の売上有る場合」、その作品は一定以上の影響力があります。作

品に登場したライバーと運営に、この時点での収益を還元しましょう。大きな売上があがる見込みがある場合は還元する収益を別に管理しておくスムーズです。

・継続して有償頒布する場合は公式と確認をとりましょう。

・通常商品の収益還元率(同人誌、缶バッジ、アクリルキーホルダーなど)

収益還元率⇒販売数×定価(税別)の「8%」

・デジタル商品の収益還元率(電子書籍、アプリなど)

収益還元率⇒販売数×定価(税別)の「13%」

・お支払い方法

還元する収益のお支払い方法については、下記のお問い合わせ先よりご連絡ください。
売上に関する資料を確認させていただき、具体的なお支払い方法をご案内いたします。
お支払いいただいた収益の一部は運営を通してライバーへ支払われます。

AI イラストの利用について

- ・還元する収益のお支払い方法については、下記のお問い合わせ先よりご連絡ください。
- ・売上に関する資料を確認させていただき、具体的なお支払い方法をご案内いたします。
- ・お支払いいただいた収益の一部は運営を通してライバーへ支払われます。

免責・損害賠償

二次創作に関連して生じた不利益について、当社は責任を負いかねます。
また、二次創作に関連する第三者同士の紛争について、当社は一切の責任を負いかねます。

お問い合わせ先
info@try-star.net